

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局事業部事業管理課(06-6630-3236)
処分担当名	同上
処分の名称	改善命令等
概要	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に定める公共の場所の清潔保持(同条例第26条)、公共の場所の管理者の責務(同条例第27条)、空き地の管理(同条例第28条)の規定に違反することにより、生活環境を著しく阻害していると認められる者に対する必要な改善その他必要な措置を命じ、当該命令に違反した場合に過料を科すもの。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年4月1日条例第4号)第29条、第43条第1項第2号、同条第2項 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009846.html)
処分基準	(必要な措置の命令) 次のいずれかに該当する場合には、生活環境を著しく阻害していると認められる者に対して、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることがあります。 (1) 公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所において、所定の場所以外に紙くず、吸殻、空き缶その他の廃棄物を捨てたとき (2) (1)の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を公衆に配布し、又は配布させた者が、その場所及び周辺にその物が散乱しないよう清掃を行う等の必要な措置を講じないとき (3) (1)の公共の場所において、缶、瓶、その他の容器で飲食物を販売する者がその容器等が散乱しないよう、回収容器を設置する等の必要な措置を講じないとき (4) (1)の公共の場所又はその周辺において、ほと、からすその他の動物に餌を与えた者が、餌又は動物のふん尿等が散乱し、臭気が発散しないよう清掃を行う等の必要な措置を講じないとき(同条第4項) (5) 土木、建築等の工事を行う者が、道路その他の公共の場所に、工事に伴う土砂、がれき、廃材等が散乱しないよう適性に管理しないとき (6) (1)の公共の場所の管理者が、その管理する場所の清潔を保たず、公衆用ごみ容器を設置する等、その場所にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適性に管理しないとき (7) 空き地の所有者又は占有者が、その周囲に囲いを設ける等、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適性に管理しないとき (8) 空き地の所有者又は占有者が、その空き地に捨てられた廃棄物を自らの責任で処理しないとき (過料) 条例第29条の規定に違反した場合は、過料を徴収する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018676.html
備考	